

被共済者死亡により配偶者が請求者となる場合（その1）

被共済者と生計を同一にしていた配偶者の方は、請求順位の第1順位となります。
必要となる提出書類は、下記のとおりです。

退職金請求に必要な書類

1 退職金請求書

2 共済手帳

紛失の場合は、「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」を提出してください。
「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」は、HPでダウンロードできます。

3 請求する人のマイナンバー入り住民票（原本）

マイナンバー(個人番号)の表示を申し出て、住民票の交付を受けてください。
発行から3ヶ月以内の原本。コピーしたものや切り離しは無効です。

4 請求する人の身元確認書類（→14ページ参照）のコピーを1点提出してください。 （身元確認書類の例）

- 運転免許証（両面）
※有効期限内のもの



- 在留カード（両面）
※有効期限内のもの



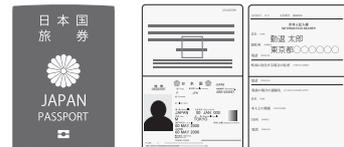
- 健康保険被保険者証または資格確認書
（氏名・生年月日が記載されている面）
※有効期限内のもの



コピーした書類内の健康保険被保険者証の

- ・保険者番号
 - ・被保険者記号、番号
 - ・QRコード（記載がない保険証もあります）
- は、読み取れないようにマスキングしてください。

- パスポート
（顔写真・住所の見開き）
※有効期限内のもの



2020年2月4日以降に申請がされたパスポートには、所持人記入欄（住所記載欄）がないため、本人確認書類として受け付けることはできません。

5 被共済者の住民票(除票)(原本)

6 被共済者のマイナンバー確認書類として以下のうち、いずれか1点のコピーを提出

- マイナンバーカード（両面）
顔写真のある表面 個人番号が記載された裏面



- 通知カード



（ご注意ください）「通知カード」の取り扱いについて

「通知カード」のコピーは記載された住所、氏名が住民票に記載されている内容と一致している場合は、確認書類として使用できます。

※ 税務署所定の法定様式（支払調書）を作成するため、死亡した被共済者と請求人のマイナンバー確認書類などの提出をお願いしています。

退職金請求に必要な書類

7 請求する人の振込先金融機関の口座確認書類

口座確認書類については、6ページを参照ください。

8 戸籍謄本（原本）

被共済者または配偶者の方を筆頭者とした戸籍謄本

被共済者のお亡くなりになられた日が記載されたもの
被共済者と請求者の続柄の確認のため

9 被共済者の居住の状況が確認できる書類

下記のうちのいずれかの書類のコピーを提出してください。

ただし、請求に必要な書類 **5**「被共済者の住民票(除票)」または、**6**被共済者の「マイナンバーカード」もしくは「通知カード」を提出いただく場合は、提出は不要です。

以下、①～⑩は被共済者名義のものです。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ① 運転免許証 | ② 健康保険被保険者証または資格確認書 |
| ③ パスポート（2020年2月3日以前発行のもの） | |
| ④ 身体障害者手帳 | ⑤ 療育手帳 |
| ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 | ⑦ 在留カード+外国パスポート |
| ⑧ 給与所得の源泉徴収票 | ⑨ 退職所得の源泉徴収票 |
| ⑩ 公的年金等の源泉徴収票 | |

10 被共済者とその配偶者の家計の状況が確認できる書類

下記のうちのいずれかの書類のコピーを提出してください。

- | |
|---|
| ① 給与所得の源泉徴収票（扶養になっている確認） |
| ② 預金口座の入出金確認書類
（被共済者より定期的に生活費等の送金があった事実が確認できるもの） |
| ③ 請求人が受取人となっている保険証書（生命保険等） |
| ④ 遺族年金証書 |
| ⑤ 死亡被共済者が請求人の公共料金を負担していたことを証する領収証等 |
| ⑥ 死亡被共済者名義の自動車（車検証）について申請者が使用していることを証する書類（自動車保険証券） |
| ⑦ 死亡被共済者名義の預金通帳の表紙、またはクレジットカードの表面のコピー |
| ⑧ 葬儀費用の配偶者宛領収書
（但し書きに被共済者名の明記のあるもの） |